

局長 調査

担当

電話・口頭記録

日 時	平成 23 年 1 月 24 日 (月) 16 時 00 分～16 時 05 分
打合者	林野庁森林整備部 治山課企画班 [情報提供 東部農林]
施行場所	熱海市伊豆山
要 件	事業区域内にある保安林を残置森林としてカウントしてよいか
内 容	<p>(東部農林より質問) 熱海市伊豆山にて山林を所有している [] (赤井谷での違反行為者) が所有地の売買を模索している。 購入希望者から、林地開発を行うにあたって設置する残置森林として、事業区域内の保安林を計上してもよいかとの質問があった。</p> <p>(回答) 別添資料により、林野庁保安林計画係に問い合わせを行った。 その結果、「事業区域内の保安林を残置森林に計上しても差し支えない」との回答を得た。 これは、開発行為における残置森林の趣旨と保安林制度の趣旨が合致しているためのことである。</p> <p>上記内容を東部農林に伝達する。</p> <p style="text-align: right;">火 [] 上記文書は []</p>

【林地開発許可】事業区域内に残置される保安林の扱いについて

静岡県庁森林計画課 林地保全班

(質問)

林地開発許可を受けようとしている事業区域内にある保安林を残置森林として計上できるか？

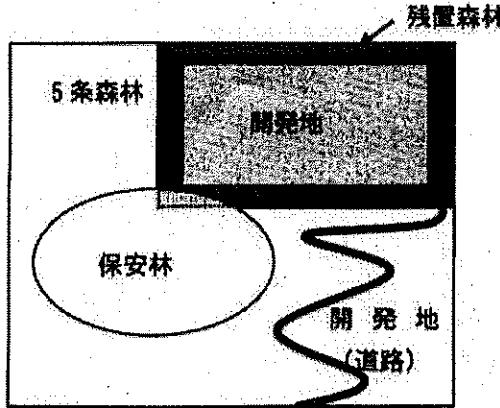
(内容補足)

- ・ 静岡県熱海市内において、大規模な土地取引の動きがある。
- ・ 所有者は、[REDACTED] であり、山林 115ha を所有している。この団体が先のリーマンショック以降の資金繰りの悪化等から、所有地を売り出している。
- ・ 団体所有地には、約 5ha の保安林がある程度まとまって存在している。
- ・ 土地の購入を希望している者から、上記のような問い合わせが寄せられている。
- ・ 開発目的は不明（おそらく宅地造成と思われる）、開発計画も白紙状態である。

※ 購入希望者は、保安林を林地開発許可における残置森林として計上することで、開発率の向上と森林率の確保につなげることを考えている。

(ケース 1)

保安林を開発しないで残置森林にする。



(ケース 2)

保安林も開発するが、林地開発事業地では、残置森林となる。

